

答 申 書

答申第 3－2 号（諮問第 3 号）

令和 7 年 8 月 1 9 日

井川町固定資産評価審査委員会 様

井川町個人情報保護審査会

令和 7 年 4 月 2 8 日付け井固評発第 5 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 1 2 月 2 日付け井固評発第 3 7 号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書」による不利益処分の取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

住民票の写しを郵送で請求する場合には、本人確認書類として、運転免許証の写し等 1 点の添付で取得できるのだから、個人情報保護法に基づく開示請求等の郵送請求においても同様の事務取扱が為されるべきである。

本件保有個人情報の利用停止請求は、当該請求人の同意を得ることなく、個人情報目的外利用されているという違法行為の停止を求めるものであり、申請者が経費を負担してまで、住民票の写しを添付する必要はない。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

ア. 本人確認書類として住民票の写しを求めていることについて

開示請求書を送付して開示請求する場合における本人確認手続について、個人情報の保護に関する法律施行令（以下、「法施行令」と表記。）第 22 条第 2 項には、開示請求人が「①開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等を複写したもの」及び「②住民票の写しその他行政機関の長等が適当と認める書類」の 2 点を提出する必要がある旨が規定されている。

②の提出書類について、当町では、個人情報保護委員会が示すガイドライン（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け））に則り、原則として住民票の写しの提出を求めている。

②の提出書類として審査請求人が提出している封筒の写しは、住民票の写しとの比較では、本人確認書類としての画一性、確認作業の負担、信用性等に差が

ある。また、住民票の写しを取得することは一般的には容易であることから、当町では封筒の写しを「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として提出することを原則認めていない。

なお、事務対応ガイドに則り、住民票の写しの提出ができないと認められる場合（災害による一時的転居、海外長期滞在等のやむを得ない理由により住民票の写しの取得が困難な場合。）には、封筒の写し等の住民票の写し以外の書類についても本人確認書類として認めることもあるが、当町で把握している限り、審査請求人は、災害による一時的転居や海外長期滞在等の「やむを得ない理由」により住民票の写しが送付できない状態とは認められない。

以上により、「事務対応ガイドにおいて、本人確認書類として提出する書類が原則として住民票の写しである旨が定められていること」、「本人確認作業の画一化という目的」、「請求人が住民票の写しを取得できない状況に置かれていないこと」を総合的に判断して、封筒の写しを「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として認めなかったものである。

イ. 住民票の写しの請求における本人確認方法との比較について

審査請求人は、住民票の写しの請求における本人確認方法を例として挙げているが、住民票の写しの請求と個人情報保護法に基づく開示等請求はそれぞれ制度も根拠法令も異なる。本人確認方法の規定や事務処理に関する通達等も異なる為、比較できるものではない。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

利用停止請求書を送付して利用停止請求する場合における本人確認手続について、法施行令第 29 条において準用する同令第 22 条第 2 項には、請求人が「①請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証等を複写したもの」及び「②住民票の写しその他行政機関の長等が適当と認める書類」の 2 点を提出する必要がある旨が規定されている。そのため、こういった書類を②の本人確認書類として認めるのか、行政機関の長等に裁量権があるが、その取扱いが裁量権の逸脱にあたるかが問題となる。

本件は、利用停止請求書を送付して利用停止請求する場合における②の本人

確認書類として、住民票の写しの提出を求め、請求人から添付された封筒の写し等を同令第22条第2項の「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として認めなかったものである。封筒の写し等は、住民票の写しとの比較では、本人確認書類としての画一性、確認作業の負担、信用性等に差があり、住民票の写しの取得が比較的容易であることから、現時点で封筒の写し等を「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として提出を認めなかったことが裁量権の逸脱にはあたるとはいえない。なお、審査請求人は、住民票の写しを郵送で請求する際に求められる本人確認書類を例に主張するが、住民票の写しは、原則として取得者の住民登録されている住所地に送付されていることから、単に運転免許証の写し等1点のみで本人確認されているわけではなく、送付先を限定する等の多面的な本人確認が実施されている。そもそも、住民票の写しの請求制度と個人情報保護法に基づく開示等請求制度は、制度が異なるものであり、この審査請求人の主張によって、裁量権の逸脱にあたるものということとはできない。

また、審査請求人は、利用停止請求の対象が行政庁の違法行為であることを理由として、提出した本人確認書類が有効である旨主張している。しかし、そもそも利用停止請求は個人情報保護法の規定に違反していることを理由として請求するものであり（同法第98条第1項）、本人確認手続の必要性は開示請求か利用停止請求かによって異なるものではないから、この審査請求人の主張によっても、裁量権の逸脱にあたるものということとはできない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、請求人が提出すべき本人確認書類を提出していないので、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定とした実施機関の対応は誤りではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年12月2日付け井岡評発第37号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和7年4月28日	諮問の受理（諮問第3号）
②	令和7年7月28日	実施機関からの意見聴取及び審議

③	令和7年7月28日	答申案の審議
④	令和7年8月19日	答申

6 答申に関与した委員

井川町個人情報保護審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士